

任意継続組合員 様

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

マイナ保険証への移行に伴う今後の取扱いについて (通知)

令和5年12月27日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、令和6年12月2日から、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード。以下同じ。）を基本とする制度に移行します。

今後の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、留意してくださるようお願いします。

記

1 交付済みの組合員証等について

令和6年12月1日以前に交付された任意継続組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」という。）については、最長で令和7年12月1日まで（令和7年12月1日以前の有効期限が記載されている場合は当該期限まで）使用することが可能です。有効期限が令和7年12月2日以降であっても令和7年12月1日までしか使用できません。

また、令和7年12月1日以前に任意継続組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）が資格喪失事由に該当した場合は、その時点までの使用となるため、資格喪失の手続き及び組合員証等の返納が必要です。

2 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」について

令和6年12月2日から、組合員証等の発行はされません（紛失や氏名変更等による組合員証等の再発行もありません。）。

(1) 資格確認書

マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録を行っていない方等には、現行の組合員証等に代えて「資格確認書」を交付します。組合員証等を紛失したり新たに被扶養者を認定したりする等、必要な場合は、被扶養者認定申告書等提出時に用紙の発行要否欄にチェックを入れて提出してください。

なお、現在、組合員証等が交付されている組合員等については、組合員証等が使用可能な間は「資格確認書」は交付しません。

※ 組合員証等をお持ちの方でマイナ保険証を保有していない方については、令和7年12月2日までに「資格確認書」を交付しますが、交付の時期は改めてお知らせします。

(2) 資格情報のお知らせ

ご自身で資格情報を簡易に把握できるよう、マイナ保険証の保有の有無に関わらず全ての組合員等に交付します。

なお、マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する際にマイナ保険証と併せて提示するもので、「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできません。

また、令和6年10月に送付した「資格情報のお知らせ（加入者情報）」で送付対象とならなかった方や、送付後、令和6年12月1日までの間に新たに資格取得した方、前回送付時から組合員等記号・番号又は負担割合が変更になった方等については、令和6年12月2日以降「資格情報のお知らせ」を交付予定です。

対象者	配布状況等
令和6年6月20日までに加入者情報等登録が完了したもの	個人番号下4桁を含む「資格情報のお知らせ（加入者情報）」を配布済み（令和6年10月）
6月20日から12月1日までに加入者情報等登録が完了したもの	12月2日以降、順次発送 ※ 個人番号下4桁の記載はありません。
令和6年12月2日以降の新規加入者	12月2日以降、加入者情報等登録が完了し、マイナ保険証が利用できるようになった場合に送付
70歳以上の方で自己負担割合が変更になる者	

3 その他各証に係る取扱いについて

(1) 高齢受給者証（70歳から74歳までの組合員等に対し交付するもの）

マイナ保険証を保有している方には、マイナ保険証で負担割合が確認できることから原則として交付しません。マイナ保険証を保有していない方には、引き続き交付しますが、負担割合が記載されている「資格確認書」を交付されている場合は交付しません。

(2) 限度額適用認定証

マイナ保険証を保有している方は、マイナ保険証で所得区分が確認できることから手続きは不要ですが、マイナ保険証を保有していない方や限度額適用認定証が必要な方は、従来どおり申請してください。

(3) 限度額適用・標準負担額減額認定証（※）、特定疾病療養受療証

マイナ保険証の保有の有無に関わらず、従来どおり申請が必要です。

マイナ保険証を保有していない方には、各証を交付します。マイナ保険証を保有している方には、マイナ保険証で所得区分が確認できることから原則として交付しません。

（※）市町村民税が非課税の場合は、申請書と併せて療養を受けた月の属する年度（療養を受けた月が4月～7月までの場合は前年度）の課税証明書を必ず添付して提出してください。

4 被扶養者認定等に係る加入者情報等登録完了までの期間について（別紙参照）

被扶養者認定申告書等が提出されてから、マイナ保険証が利用できる状態になる（加入者情報等登録完了）までに要する期間の目安は、約10～20日（週休日等を除く。）です。

5 マイナンバーカードの健康保険証利用登録について

医療機関等で保険診療を受ける際は、マイナ保険証が基本となります。マイナンバーカードを持っても、ご自身で健康保険証としての利用登録をしていないとマイナンバーカードを健康保険証として利用することはできません。マイナ保険証の登録をされていない方はお早めにご登録ください。

※ 利用登録方法は次のとおりです。

（利用登録状況については、マイナポータルで確認をお願いします。）

- ・ マイナポータル「登録状況の確認」から登録
- ・ 医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーにて登録
- ・ セブン銀行のATMで登録

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部
（鹿児島県教育庁総務福利課内）
福利係 担当 井村
TEL：099-286-5217

任意継続組合員の皆様へ

被扶養者認定等に係る加入者情報等登録完了までの期間

被扶養者認定申告書等が当支部に提出されてから、加入者情報等登録が完了し、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになるまでの期間の目安は、約 10～20 日（週休日等を除く。）です。※繁忙期を除く。

- ※ 必要書類が揃っていない場合、記載内容に不備や誤りがある場合、記載されたマイナンバーが正しくない場合などは上記より時間を要します。
- ※ 当支部での加入者情報等登録作業が完了してからでないと、マイナンバーカードを保険証として利用することはできません。
- ※ 加入者情報等登録完了後、当支部から「資格情報のお知らせ」を交付します。

- ・ 各種届書等には、正確な情報を記載してください。特に、**住所については住民票上の住所を住民票の表記どおりに記載してください。**

【記載例】

住民票に記載の住所が「鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 共済マンション 101 号室」である場合
(誤) 鹿児島市鴨池新町 10-1-101, 鹿児島市鴨池新町 10-1 101 号室
(正) 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 共済マンション 101 号室

※ アパートやマンション名も略せず住民票どおり正確に記載してください。

- ・ マイナンバーカードにより医療機関等を受診する場合、必ず受診前にマイナポータルにアクセスし、ご自身の情報を確認してください。

加入者情報等登録完了の確認方法

～医療機関等を受診する前にマイナンバーカードを保険証として利用できるか確認しましょう～

マイナンバーカードを保険証として利用できるようになっているかどうかは、下記の方法で確認できます。

- ① マイナポータルにログインし、「最新の健康保険証情報の確認」から確認す

健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1. ログイン

マイナポータルにログインします。

2. 注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。

3. 健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

② 共済組合から届いた「資格情報のお知らせ」で確認する。

※ 加入者情報等の登録が完了したら、当支部から
「資格情報のお知らせ」を送付します。

**「資格情報のお知らせ」が届いた方は、マイナンバー
カードを健康保険証として利用できます。（注）**

資格情報のお知らせ			
令和〇年〇月〇日発行			
(保険者名)			
(保険者番号)			
記号 000	番号	00000000	(枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
負担割合	3割		
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です			

(注) マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、ご自身でマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていただく必要があります。登録は、マイナポータルやセブン銀行 ATM、医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。共済組合への資格取得届書等の提出のみで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになるわけではありませんのでご注意ください。

鹿児島支部ホームページのご案内

各種手続き書類等の様式や今後のお知らせ等は随時公立学校共済組合鹿児島支部のホームページに掲載しますので、ご確認くださいませようお願いします。

〈鹿児島支部ホームページはこちら〉

<https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>

